

# 吸収分割契約に関する事後開示書面

2020年2月5日

江崎グリコ株式会社

グリコ栄養食品株式会社

2020年2月5日

各位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号  
江崎グリコ株式会社  
代表取締役 江崎 勝久

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号  
グリコ栄養食品株式会社  
代表取締役 栗木 隆

## 江崎グリコ株式会社及びグリコ栄養食品株式会社による会社分割に係る事後開示

(分割会社／会社法第801条第3項第2号及び会社施行規則第189条に基づく事後備置書面)  
(承継会社／会社法第791条第1項第1号及び会社施行規則第189条に基づく事後備置書面)

江崎グリコ株式会社（以下「江崎グリコ」という）及びグリコ栄養食品株式会社（以下「グリコ栄養食品」という）は、2019年11月20日付で締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、グリコ栄養食品から江崎グリコに、基礎研究機能を担う事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法（以下「法」といいます。）第791条第1項第1号、法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 第1 吸収分割が効力を生じた日

2020年2月1日

#### 第2 吸収分割会社における請求に係る手続の経過

##### 1. 法第784条の2の規定による手続の経過

本件分割は、法第784条の2の各号に定める本件分割の差止請求権の要件のいずれをも満たさず、グリコ栄養食品の株主である江崎グリコも本件分割に異議がありません。

##### 2. 法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

###### ア 法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、グリコ栄養食品にとって、法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、法第785条第2項第2号括弧書の規定により、グリコ栄養食品の株

主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

イ 法第 787 条の規定による手続の経過

グリコ栄養食品は新株予約権を発行していないため、法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

ウ 法第 789 条の規定による手続の経過

グリコ栄養食品は、法第 789 条第 2 項に従い、2019 年 12 月 27 日に官報公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

### 第3 吸収分割承継会社における手続の経過

1. 法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、法第 796 条の 2 第 1 項ただし書の規定により、江崎グリコの株主には本件分割をやめることの請求は認められておりません。

2. 法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

ア 法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、江崎グリコの株主には株式買取請求権が認められておらず、法 797 条の規定による株式買取請求権を行使できる株主はいませんでした。

イ 法第 799 条の規定による手続の経過

江崎グリコは、法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2019 年 12 月 27 日に官報及び電子公告による公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

### 第4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社により承継した重要な権利義務に関する事項

江崎グリコは、本件分割の効力発生日である 2020 年 2 月 1 日をもって、グリコ栄養食品から、本件分割契約に従い、グリコ栄養食品の本事業に関する権利義務を承継しました。また、本件分割に際して、グリコ栄養食品から承継した資産の額（概算値）は 23 百万円であり、承継した負債の額（概算値）は 10 百万円です。

### 第5 法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 2 月 4 日

第6 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上